



平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社池田泉州ホールディングス
代表者名 取締役社長 藤田 博久
(コード番号 8 7 1 4 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役企画部長 鶴川 淳
(TEL 0 6 - 4 8 0 2 - 0 0 1 3)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 4 期定時株主総会および普通株主による種類株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

金融庁より平成 25 年 3 月 8 日に公布された国内基準行に対する新しい自己資本比率規制に係る告示「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第二十号)」等の一部改正(いわゆる「バーゼルⅢ国内基準」)において、強制転換条項付優先株式がコア資本に算入できるとされていることおよび当社を取り巻くマーケット環境等を勘案し、適切な資本政策の実行を可能とするため、以下のとおり、第四種優先株式の内容を変更するとともに、種類株式に関する規定の整備を行うものであります。

- ① 第四種優先株式の内容を変更するものであります(定款変更案第 16 条、第 17 条の 2 第 1 項および第 17 条の 3 第 1 項)。
- ② その他上記変更に伴う所要の変更を行うものであります(定款変更案第 17 条の 2 第 2 項および第 17 条の 3 第 2 項)。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更案」のとおりであります。

なお、かかる定款変更は、各種類株主による種類株主総会において定款変更案をご承認いただくことを条件として、その効力が生じるものといたします。

2. 定款の一部変更の主要日程(予定)

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| (1) 取締役会開催日 | 平成 25 年 5 月 30 日 |
| (2) 定時株主総会および普通株主による種類株主総会開催日 | 平成 25 年 6 月 26 日 |
| (3) 定款変更案の効力発生日(予定) | 平成 25 年 6 月 26 日 |

以 上

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 優 先 株 式</p> <p>(優先株式の議決権)</p> <p>第 16 条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、<u>第一種優先株式を有する優先株主、第二種優先株式を有する優先株主、第三種優先株式を有する優先株主及び第五種優先株式を有する優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</u></p> <p>(<u>第五種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権</u>)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 優 先 株 式</p> <p>(優先株式の議決権)</p> <p>第 16 条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</p> <p>(優先株式の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第 17 条の 2 <u>第四種優先株式を有する優先株主</u> (以下「<u>第四種優先株主</u>」という。)は、<u>第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当会社に対して、自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得するのと引換えに、当該第四種優先株主に対し、当該第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額</u> (当初、当会社の普通株式の時価を基準として<u>第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。</u>)で除した数の普通株式を交付するものとする。<u>第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第17条の2 第五種優先株式を有する優先株主（以下「第五種優先株主」という。）は、<u>次項に定める取得を請求することができる期間</u>（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、自己の有する第五種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第五種優先株主がかかる取得の請求をした第五種優先株式を取得するのと引換えに、<u>第3項に定める財産を当該第五種優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p>② <u>取得請求期間は、第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>③ <u>当会社は、第五種優先株式の取得と引換えに、第五種優先株主が取得の請求をした第五種優先株式数に第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>④ <u>取得価額は、当初、当会社の普通株式の時価を基準として第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額</u></p>	<p>② 第五種優先株式を有する優先株主（以下「第五種優先株主」という。）は、<u>第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当会社に対して、自己の有する第五種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第五種優先株主がかかる取得の請求をした第五種優先株式を取得するのと引換えに、当該第五種優先株主に対し、当該第五種優先株主が取得の請求をした第五種優先株式数に第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額（当初、当会社の普通株式の時価を基準として第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>（ 削除 ）</p> <p>（ 削除 ）</p> <p>（ 削除 ）</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p data-bbox="277 248 772 327"><u>の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。</u></p> <p data-bbox="165 342 713 374">(第五種優先株式の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p data-bbox="395 392 539 423">(新 設)</p> <p data-bbox="165 1207 772 1995"> <u>第 17 条の 3</u> 当社は、<u>取得請求期間</u>の末日までに当会社に取得されていない第五種優先株式の全てを、<u>取得請求期間の末日の翌日</u>をもって取得する。この場合、当社は、当該第五種優先株式を取得するのと引換えに、各第五種優先株主に対し、その有する第五種優先株式数に第五種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。 </p>	<p data-bbox="798 342 1275 374">(優先株式の普通株式を対価とする取得条項)</p> <p data-bbox="798 392 1410 1189"> <u>第 17 条の 3</u> 当社は、<u>前条第 1 項に定める期間</u>の末日までに当会社に取得されていない第四種優先株式の全てを、<u>当該日の翌日</u>をもって取得する。この場合、当社は、当該第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。 </p> <p data-bbox="798 1207 1410 1951"> ② 当社は、<u>前条第 2 項に定める期間</u>の末日までに当会社に取得されていない第五種優先株式の全てを、<u>当該日の翌日</u>をもって取得する。この場合、当社は、当該第五種優先株式を取得するのと引換えに、各第五種優先株主に対し、その有する第五種優先株式数に第五種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。 </p>